

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公開番号】特開2008-115113(P2008-115113A)

【公開日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2006-299875(P2006-299875)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/85 (2006.01)

A 6 1 K 8/55 (2006.01)

A 6 1 K 8/04 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/85

A 6 1 K 8/55

A 6 1 K 8/04

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月14日(2009.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1) アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩と2) 水酸化リン脂質とを含有することを特徴とする、乳化剤形の皮膚外用剤。

【請求項2】

前記アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩の含有量は、0.01~0.1質量%であることを特徴とする、請求項1に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【請求項3】

前記水酸化リン脂質は、水酸化レシチンであることを特徴とする、請求項1又は2に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【請求項4】

前記水酸化リン脂質の含有量は、0.1~1質量%であることを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【請求項5】

更に、カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩を含有することを特徴とする、請求項1~4何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【請求項6】

実質的に親水性非イオン界面活性剤を含有しないことを特徴とする、請求項1~5何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 6 】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、親水性の界面活性剤を使用することなく、アルキル変性カルボキシビニルポリマーの乳化性を維持する手段を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、1)アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩と2)水酸化リン脂質とを併用することにより、この様な乳化維持性が得られることを見だし発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す通りである。

(1) 1)アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩と2)水酸化リン脂質とを含有することを特徴とする、乳化剤形の皮膚外用剤。

(2) 前記アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩の含有量は、0.01~0.1質量%であることを特徴とする、(1)に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

(3) 前記水酸化リン脂質は、水酸化レシチンであることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

(4) 前記水酸化リン脂質の含有量は、0.1~1質量%であることを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

(5) 更に、カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩を含有することを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

(6) 実質的に親水性非イオン界面活性剤を含有しないことを特徴とする、(1)~(5)何れか1項に記載の乳化剤形の皮膚外用剤。

【 手 続 補 正 3 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 1 1

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 1 1 】

本発明の化粧品に於いては、これまで述べてきた成分以外に、通常化粧品で使用される任意成分を、本発明の効果を妨げない範囲で含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボカド油、トウモロコシ油、オリーブ油、硬化されていないナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウパロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類；流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類；オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類；セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等；パルミチン酸セチル、ステアリン酸セチル、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカプリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリエイソステアリン酸トリメチロールプロパン等の合成エステル油類；ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン；オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン；アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン等のシリコーン油等の油剤類；脂肪酸セッケン（ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類；塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミンオキサイド等のカチオン界面活性剤類；イミダゾリン系両性界面活

性剤（２－ココイル－２－イミダゾリニウムヒドロキサイド－１－カルボキシエチロキシ２ナトリウム塩等）、ベタイン系界面活性剤（アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等）、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類；ソルビタン脂肪酸エステル類（ソルビタンモノステアレート、セスキオレイン酸ソルビタン等）、グリセリン脂肪酸類（モノステアリン酸グリセリン等）、プロピレングリコール脂肪酸エステル類（モノステアリン酸プロピレングリコール等）、硬化ヒマシ油誘導体、グリセリンアルキルエーテル、ＰＯＥソルビタン脂肪酸エステル類（ＰＯＥソルビタンモノオレート、モノステアリン酸ポリオキエチレンソルビタン等）、ＰＯＥソルビット脂肪酸エステル類（ＰＯＥ－ソルビットモノラウレート等）、ＰＯＥグリセリン脂肪酸エステル類（ＰＯＥ－グリセリンモノイソステアレート等）、ＰＯＥ脂肪酸エステル類（ポリエチレングリコールモノオレート、ＰＯＥジステアレート等）、ＰＯＥアルキルエーテル類（ＰＯＥ２－オクチルドデシルエーテル等）、ＰＯＥアルキルフェニルエーテル類（ＰＯＥノニルフェニルエーテル等）、プルロニック型類、ＰＯＥ・ＰＯＰアルキルエーテル類（ＰＯＥ・ＰＯＰ２－デシルテトラデシルエーテル等）、テトロニック類、ＰＯＥヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体（ＰＯＥヒマシ油、ＰＯＥ硬化ヒマシ油等）、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の非イオン界面活性剤類；ポリエチレングリコール、グリセリン、１，３－ブチレングリコール、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、ジグリセリン、イソプレングリコール、１，２－ペンタンジオール、２，４－ヘキサジオール、１，２－ヘキサジオール、１，２－オクタンジオール等の多価アルコール類；ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類；表面を処理されていても良い、マイカ、タルク、カオリン、合成雲母、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、無水ケイ酸（シリカ）、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、；表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類；表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類；レーキ化されていても良い赤色２０２号、赤色２２８号、赤色２２６号、黄色４号、青色４０４号、黄色５号、赤色５０５号、赤色２３０号、赤色２２３号、橙色２０１号、赤色２１３号、黄色２０４号、黄色２０３号、青色１号、緑色２０１号、紫色２０１号、赤色２０４号等の有機色素類；ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類；パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤；アントラニル酸系紫外線吸収剤；サリチル酸系紫外線吸収剤；桂皮酸系紫外線吸収剤；ベンゾフェノン系紫外線吸収剤；糖系紫外線吸収剤；２－（２’－ヒドロキシ－５’－ｔ－オクチルフェニル）ベンゾトリアゾール、４－メトキシ－４’－ｔ－ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類；エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類；ビタミンＡ又はその誘導体、ビタミンＢ_６塩酸塩、ビタミンＢ_６トリパルミテート、ビタミンＢ_６ジオクタノエート、ビタミンＢ_２又はその誘導体、ビタミンＢ_{１２}、ビタミンＢ_{１５}又はその誘導体等のビタミンＢ類；　－トコフェロール、　－トコフェロール、　－トコフェロール、ビタミンＥアセテート等のビタミンＥ類、ビタミンＤ類、ビタミンＨ、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等；フェノキシエタノール等の抗菌剤などが好ましく例示できる。これらの成分の内、特に好ましいものは、肌の柔軟化に好適な、コラーゲンの弾性消失の原因である、炎症を抑える、有効成分、或いは、線維芽細胞のコラーゲンの産生能を高める作用を有する、有効成分等であり、具体的には、グリチルレチン酸誘導体、オトギリソウ抽出物、ローヤルゼリー抽出物、クジン抽出物、ソウハクヒ抽出物、セイヨウノコギリソウ抽出物、ツボクサ抽出物、イガイ抽出物、真珠抽出物、ダイズ抽出物、チョウジ抽出物、バクモンドウ抽出物、マルバハギ抽出物、コウキ抽出物、シラカバ抽出物、ローズマリー抽出物、セージ抽出物、ジンセン抽出物、セイヨウトチノキ抽出物、油性カンゾウ抽出物、ビタミンＥ並びにその誘導体、アルブチン、ビタミンＣ並びにその誘導体及びベニバナ抽出物から選択されるものである。グリチルレチン酸誘導体としては、グリチルレチン酸ステアリルなどのグリチルレチン酸のエステル、グリチルレチン酸の配糖体の塩である、グリチルリチン酸ジカリウムなどが好ましく例示でき、そ

の含有量は0.03~0.3質量%が好ましい。これらはカンゾウの抽出物として含有させることも出来る。オトギリソウの抽出物はファレロールを少なくとも100 μ M含有する形で含有させることが好ましい。ローヤルゼリー抽出物は1)ローヤルゼリー中のタンパク質の非変性ポリアクリルアミドゲル電気泳動において単一バンドを形成する、2)還元条件下でのSDS-ポリアクリルアミドゲル電気泳動により測定される分子量が約57キロダルトンである、蛋白を(例えば、特許文献6を参照)、総蛋白に対して少なくとも9質量%含有するものを0.001~0.1質量%含有することが好ましい。クジン抽出物は、ソフォラフラバノンGを少なくとも100 μ M含有するものを少なくとも0.001質量%含有することが好ましい。セイヨウノコギリソウはセンタウレイジン(1)を少なくとも100 μ M含有するものを0.01~1質量%含有することが好ましい。ダイズ抽出物としては、大豆蛋白を酵素加水分解したもの、ダイズイソフラボンが好ましく、かかる成分の好ましい含有量は、総量で0.01~0.2質量%である。イガイ抽出物は、イガイの貝柱乃至はヒモのグリコーゲン(2)を抽出したものが好ましく、その含有量は0.001~0.2質量%が好ましい。チョウジ抽出物はオイゲノール(3)を0.1~1質量%含有するものが好ましく、かかる抽出物を0.01~0.3質量%含有することが好ましい。バクモンドウはオフィオポゴナノンB(4)を0.01~0.1質量%含有するものを0.01~0.2質量%含有することが好ましい。シラカバ抽出物は、ベツリン乃至はベツリン酸(5)を200 μ M以上含有するものが好ましく、かかる抽出物を0.01~0.1質量%含有することが好ましい。セイヨウトチノキ抽出物は、果実の抽出物が好ましく、中でもエスシン(6)を0.01~1質量%含有するものを0.01~1質量%含有することが好ましい。油溶性カンゾウは、グラブリジン(7)を0.01~1質量%含有するものを0.01~0.1質量%含有することが好ましい。ベニバナ抽出物は、カーサミン(8)を含有すれば良く、カーサミン含有量に換算して、0.01~0.2質量%含有することが好ましい。ローズマリーはロスマリン酸(9)を0.001~0.1質量%含有するものが好ましい。ビタミンC(10)は1~5質量%含有することが好ましく、アルブチン乃至はその塩(11)は1~10質量%含有することが好ましい。更に、化粧料の使用後感を向上させ、肌の柔軟性の向上を使用者に認識させるためには、パルミチン酸セチル(12)を0.1~1質量%含有させることが好ましい。